

愛知県環境影響評価審査会会議録

- 1 日時 平成29年6月19日（月）午後3時から午後4時50分まで
- 2 場所 県庁本庁舎 6階 正庁
- 3 議事
 - (1) 武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書について
 - (2) 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
 - (3) その他
- 4 出席者
委員19名、説明のために出席した職員16名、事業者及び都市計画決定権者20名
- 5 傍聴人
傍聴人3名、報道関係者1名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書について
 - ・ 会議録の署名について、松尾会長が谷脇委員と中川委員を指名した。
 - ・ 資料1、資料2及び参考資料4について、事務局から説明があった。
 - ・ 資料3について、山澤部会長から報告があった。

<質疑応答>

【佐野委員】準備書723ページについて、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、最大で57dBになるとしている。予測結果は、敷地境界において規制基準は満足しているが、55dBで10%の人が感じる振動レベルとされていること、また、それが時間率にして10%以上発生するということになる。さらに建屋内においては振動が10から20dB程度増幅することがある。そうになると結構な頻度で家の中で揺れを感じる状況になることも推測され、住民からの苦情が想定される。特に振動は、ハード面での対策が難しい。資料3の部会報告2（3）において、環境保全措置の徹底を求めているが、例えば苦情の窓口を作ることや、苦情が出てきた場合はその都度適切な対応を実施させることを求めるなどソフト面の対策についても盛り込んだ方がよいのではないかと。

【事務局】事業者は工事中の振動対策として、ハード面の対策に加え、ソフト面の

対策として、定期的に開催する会議等を通じて環境保全措置を工事関係者に周知徹底するとしている。また、苦情が発生した場合の対応について、部会において問われ、事業者からは、「直接苦情者から話を聞いて、対応していく。」旨の回答があった。

それらのことから、部会報告2(3)において、「・・・等の保全措置を徹底する」とし、ハード面に加えソフト面も含めた適切な環境保全措置の実施を求めている。また、苦情は振動以外にも、大気質や騒音なども想定されることから11(2)において「住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。」とし、苦情も含めた住民からの要望に適切に対応することを求めている。

【井上委員】部会報告11(3)に関連して、参考資料3の②によると、大阪府では、評価書は最後の事後調査報告書の縦覧が終了するまで電子縦覧しているとのことである。このことについて部会において指摘し、事務局から「大阪府の状況を一度調べ、また、他県の状況や国の考え等を確認した上で、検討すべきか考えたい。」との回答があったが、その後の検討状況はどうか。

【事務局】大阪府については、事業者の同意を得て府が電子縦覧をしているが、これは大阪府環境影響評価条例に基づく対応ではなく、大阪府行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づき大阪府の行政手続全般において対応されているものである。また、国は、利用者の利便性の向上は重要であるとしているが、一方で、著作権の問題もあり、それも踏まえて図書の公開のあり方等について考えたいとのことである。本県としては、今すぐに対応することは難しいが、今後同様の知事意見を述べるようなことが続くなど、状況を踏まえ対応を検討したい。

【井上委員】環境影響評価条例の改正については、環境審議会や同審議会総合政策部会で検討することになるようだが、今後同審議会等で審議がされれば適宜その情報を環境影響評価審査会でも情報提供されたい。

【事務局】国の動き等も含め適宜情報提供させていただきたい。

【松尾会長】他に質問や意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】資料3の部会報告の内容をもって審査会から知事への答申とすることとしてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【松尾会長】異議なしとされたので、部会報告の内容でもって審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料3の「武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に関する部会報告」を審査会答申とすることで合意し、別紙1のとおり答申した。

イ 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料4及び資料5について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【佐野委員】盛土等の土工や既存施設の解体工事による騒音や振動の影響が懸念されるため、方法書185ページの影響要因「掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去」において、建設作業等騒音や建設作業等振動を評価項目として選定しなくてよいか。

【事務局】ご指摘のとおり盛土等の土工や既存施設の解体工事による騒音や振動の影響が懸念される。このため、影響要因「建設機械の稼働等」において、建設作業等騒音や建設作業等振動を評価項目として選定している。

【佐野委員】「建設機械の稼働等」に含まれるとのことだが、それが少し分かり難いのではないか。

【事務局】既存施設の解体工事における騒音や振動の影響を予測するのも含め、項目選定の考え方について整理し、次回お示ししたい。

【二宮委員】今回の環境アセスメントに既存施設の解体工事も含まれると理解してよいか。

【事務局】既存施設の解体工事も含まれる。

【二宮委員】田原リサイクルセンターの解体も含まれるのか。

【事務局】豊橋市資源化センターの解体を想定している。田原リサイクルセンターについては解体するかどうか決まっていないので、今回の環境アセスメントには含めていない。

【二宮委員】方法書226ページの土壤環境調査地点について、新たな施設を建設する場所で調査を行うとしているが、解体を行う既存施設敷地内においても土壤環境調査を行う必要があるのではないか。

【事務局】既存施設が存在しており、調査に適した場所を確保できない可能性もある。既存施設の解体時には、土壤汚染対策法に基づく対応は当然なされるが、今回の環境アセスメントにおける既存施設敷地内の土壤環境調査の対応について整理し、次回お示ししたい。

【吉永委員】方法書25ページについて、焼却に伴う廃熱を廃棄物発電に利用するとともに、給湯、空調等にも利用しているが、これらのことも考慮して温室効果ガス等を予測評価するのか。

【事務局】廃棄物発電の規模等が決まっていなければ、アセスにおいて考慮するのは難しいと考えられる。過去の事例を調べ、次回お示ししたい。

【成瀬委員】焼却方式について、新施設で熔融方式を採用するか否かが方法書で記載

されていない。熔融方式を採用した場合と、他の焼却方式を採用した場合とで、準備書の内容等が大きく変わることはないか。

【事務局】ごみ処理方式は今後選定していくとしている。過去のごみ処理施設の中には、準備書までにごみ処理方式が決まらず、複数案示されたことがあった。その場合、最も環境負荷が大きい焼却方式の諸元を用いて、安全側で予測している。

【成瀬委員】豊橋市資源化センターを解体することだが、既存施設で採用しているローターリーキルンの解体は、おそらく日本でも例がない。ローターリーキルンは特殊な炉であり、その点を十分に注意した方がよい。

【事務局】ご指摘のとおり難しい工事になると思われる。今後の調査、予測に反映させるため、工事に係る懸念事項についてご指摘いただきたい。

【成瀬委員】解体前後の土壌汚染の状況をきちんと把握しておくとうい。

また、豊橋市は生ごみのメタン発酵を行うが、そこから出る臭いや汚水の付いた生ごみの残渣は、トラックにより本施設に運びこみ、焼却すると思われる。そのため、メタン発酵施設と本施設との間を行き来するトラック輸送や、輸送に伴う臭気を考慮する必要があると考えられる。そのようなことから、方法書 185 ページの施設の供用における「廃棄物等の搬入及び搬出」において、悪臭又は廃棄物を評価項目として選定する必要があるのではないか。

【事務局】施設からの悪臭の漏洩は評価項目として選定している。運搬時の悪臭について、どうすべきか整理し、次回お示ししたい。

【成瀬委員】現在資源化センターの蒸気は、「りすば豊橋」で熱利用されている。また、北側の温室園芸団地にも利用されているはずである。もしこの団地をなくして新施設を建設するとなると、その分のエネルギーが余ってしまうが、エネルギーの有効利用の観点からどう考えているか。

【都市計画決定権者】現在温室園芸団地では、蒸気を暖房の熱源として利用しているが、将来はその分のエネルギーを廃棄物発電に回すことで、無駄なく使いたいと考えている。

【山田委員】方法書 235 ページについて、比留茂川より南側の場所でも昆虫類のトラップ調査地点を追加した方がよい。これは事業実施区域の北側は畑だが、南側は川を挟んで水田なので生息する昆虫の種類が違ってくると思われるためである。また、任意観察法に加え、ラインセンサスルート方式による調査を行い、それにより採取された昆虫を定量的に整理してほしい。

比留茂川は生物が豊かな川だと思われる。比留茂川では任意観察法だけでなく、コドライト法や網すくいによりもう少し詳しく調査する必要があるのではないか。

【事務局】ご指摘を踏まえ、適切な調査となるよう対応を求めていきたい。

【山田委員】方法書 134 ページの苦情の件数について、豊橋市ではここ 5 年間で騒音や悪臭の件数が増えているが、この中に資源化センターに関する苦情はど

れぐらいあるのか。また、苦情の件数がここ数年間で大きく増加しているのが気になるが、その理由はなにか。

【事務局】確認して次回お示ししたい。

【増田委員】方法書 97 ページのとおり事業実施区域の北西約 1km の位置に保育園がある。ここは方法書 204 ページの大気質の調査地点より内側になることから、保育園でも調査を行う必要があるのではないか。

【事務局】配慮が特に必要な施設への影響を確認する必要があることから、適切な調査地点の選定が重要となってくるので、対応を検討したい。

【増田委員】方法書では、国道 23 号バイパス線が示されている地図と、示されていない地図があるので、最新の地図により図書を作成されたい。

【事務局】準備書ではそのようなことがないよう、事業者に対応させる。

【櫃田委員】非常に大規模な施設が建設されるので、遠くから視認したときの眺望景観の影響だけではなく、住宅等との距離や建物の規模を把握し、近傍から視認したときの影響も調査した方が良いと思う。

【事務局】ご指摘のとおり、近傍から視認した際の影響を予測している事例もある。整理し、次回お示ししたい。

- ・ 東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について審査させるため、松尾会長の指名により、別紙 3 のとおり豊橋田原ごみ処理施設部会を設置した。

ウ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

平成29年6月19日

愛知県知事

大村秀章 殿

愛知県環境影響評価審査会

会長 松尾直規



武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書について（答申）

平成29年3月23日付け28環活第351-6号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書に対する答申

はじめに

武豊火力発電所リプレース計画環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

武豊火力発電所リプレース計画(以下「本計画」という。)は、中部電力株式会社(以下「事業者」という。)が、長期的な電力の安定供給等のために、同社の武豊火力発電所(以下「発電所」という。)において、合計出力112.5万kWの老朽化した石油火力発電設備を出力107万kWの石炭火力発電設備に更新するものである。

本計画では、超々臨界圧(USC)の高効率な発電設備の採用や、木質バイオマス燃料の混焼による発電を実施するとしているが、石油火力発電と比べて二酸化炭素排出量が増加する。このため、事業者は本計画を2030年度における国の温室効果ガスの削減目標と整合させるとともに、国が昨年11月に締結したパリ協定に基づき2030年度以降も長期的に一層大幅な削減が求められることにも留意する必要がある。

また、発電所の近傍に住居や保育園等(以下「住居等」という。)が存在していること、燃料に石炭を使用することなどから、温室効果ガス以外にも、大気質、騒音、廃棄物等の環境影響について、できる限り回避、低減を図る必要がある。

このため、事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 本計画は、碧南火力発電所で発生する石炭灰等を埋立処分する衣浦1号地最終処分場計画の工事時期と重なることから、複合的な環境影響をできる限り回避、低減するため、工事工程を十分に調整し、工事車両台数の更なる抑制及び平準化等に努めること。
- (3) 木質バイオマス燃料の混焼等により、発電設備等の諸元や環境影響評価の結果に変更がある場合は、その内容を評価書に適切に反映すること。
- (4) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ適切な措置を講ずること。

2 大気質、騒音、振動、低周波音

- (1) 工事中は一般車両に対し工事関係車両の占める割合が高くなること、道路沿道に住居等が存在することなどから、工事関係車両の運行に伴う大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するため、海上輸送の活用や効率

的な運行による車両台数の抑制及び平準化、低公害車の積極的な使用等の環境保全措置を徹底すること。

- (2) 発電所の西側に住居等が存在していることから、工事中に東よりの風が頻出する気象条件においても、建設機械の稼働に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の影響を予測すること。
- (3) 発電所の近傍に住居等が存在していること、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動が環境基準値等と同レベルまで増加する地点があることなどから、工事中及び供用時における騒音、振動及び低周波音の影響をより一層低減するため、低騒音・低振動型の建設機械の積極的な使用や防音効果の高い防音壁の採用等の環境保全措置を徹底すること。
- (4) 施設の稼働に当たっては、硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び水銀等の微量物質に係る排出量をより一層低減するため、良質な燃料の確保に努めるとともに、ばい煙処理施設等の適切な運転管理及び維持管理を徹底すること。

3 水質

- (1) 本計画は、衣浦1号地最終処分場計画の工事時期と重なることから、海域での工事の実施に当たっては、水の濁りの影響をより一層低減するため、汚濁防止膜の適切な設置、工法の工夫等を行うとともに、環境監視を実施するとしている水の濁りについての的確に把握すること。
- (2) 陸域の掘削等の工事や浚渫土砂仮置場からの濁水の流出防止のため、新たに設置する仮設沈殿池や水処理装置の維持管理を適切に行うとともに、水の濁りについての的確に把握すること。
- (3) 施設の稼働に伴う温排水の拡散予測に用いた数理モデルによるシミュレーション解析について、現況再現性を示すことなどにより潮流計算の予測手法の妥当性を示すこと。

4 土壌、地下水

掘削に伴い発生する汚染土や浚渫土砂（以下「汚染土等」という。）を、発電所構内において盛土として利用するとしているが、汚染土等に含まれる有害物質が飛散、流出、又は地下水へ溶出することにより、周辺的生活環境や人の健康に影響を及ぼすことがないよう適切な措置を講ずること。

また、工事中に実施する地下水の環境監視においては、ほう素及びその化合物を調査するとしているが、汚染土等の性状を踏まえ、必要に応じ調査項目を追加すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 緑地については、できる限り早期の回復が図られるよう緑地整備の具体的な工程を明らかにするとともに、必要に応じ専門家の指導・助言を得て、動物の生息環境や生物多様性に十分配慮した植栽等に努めること。
- (2) 工事中及び供用時において、排水処理施設、復水器、海水電解装置等の

運転管理及び維持管理を徹底することなどにより、海域に生息・生育する動物・植物への影響を回避、低減すること。

6 景観

発電所の建屋や煙突等（以下「建屋等」という。）を近傍から視認した際の圧迫感を緩和するため、建屋等の形状、色彩等に配慮し、発電所構内の緑地や周辺景観との調和に努めること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場

工事中は一般車両に対し工事関係車両の占める割合が高くなることから、工事関係車両の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスに及ぼす影響をより一層低減するため、海上輸送の活用や効率的な運行による車両台数の抑制及び平準化等の環境保全措置を徹底すること。

8 廃棄物等、残土

- (1) 工事中及び供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。
- (2) 供用時に発生する石炭灰については、原則、全量を有価物として売却又は有効利用するとしているが、長期にわたり大量に発生することから、その売却先や有効利用先を確実に確保すること。

9 温室効果ガス等

- (1) 計画段階環境配慮書に対する知事意見でも述べたように、本計画が、2030年度における国の温室効果ガスの削減目標と整合するものとなるよう、実効性ある取組を実施すること。また、現時点では、事業者における温室効果ガスの削減に係る具体的な取組計画が十分に示されていないことから、今後の国の政策や電力業界の動向等を踏まえ、取組計画の検討経緯や取組内容等について適切に情報発信していくこと。
- (2) 火力発電の高効率化を求めた「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）や販売する電力の低炭素化を求めた「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号）に基づく目標等の達成に向けた取組を事業者として積極的に推進すること。
- (3) 発電設備の適切な運転管理及び維持管理を徹底し、熱効率の維持に努めること。
- (4) 木質バイオマス燃料の調達に当たっては、輸送に伴い発生する温室効果ガスの低減に努めること。
また、計画している木質バイオマス燃料の混焼率を維持するよう、燃料の調達及び設備の維持管理に努めること。
- (5) 発電所内の省エネルギー化等による二酸化炭素排出削減対策に取り組む

こと。

- (6) 国の長期的な温室効果ガスの削減目標に鑑み、二酸化炭素の回収・貯留（CCS）などの先進的・革新的な二酸化炭素低減技術の導入について、国等の検討状況や技術開発状況等を踏まえ、検討していくこと。また、これらの研究や開発に積極的に取り組むこと。
- (7) 事業者全体での温室効果ガスの排出削減に向けて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの一層の導入に努めるとともに、電力供給先や地域に対する節電・省エネルギー行動の推進等の支援・啓発についても積極的に進めること。

10 環境監視

- (1) 環境監視に当たっては、関係行政機関と協議の上、具体的な監視計画を作成し、的確に実施すること。
また、環境への影響や環境保全措置の効果等を確認するため、事業特性及び地域特性を踏まえ、以下の項目についても環境監視を検討すること。
 - ・ 硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質（工事中：建設機械の稼働）
 - ・ 周辺海域における水温、水質、流向及び流速並びに海域に生息・生育する動物・植物（供用前後：施設の稼働）
 - ・ 燃料として使用する石炭及び排ガス中の水銀等の微量物質（供用時：施設の稼働）
 - ・ 低周波音（供用時：施設の稼働）
 - ・ 放流水中の残留塩素（供用時：施設の稼働）
- (2) 環境監視の結果を踏まえ、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、関係行政機関と協議の上、環境監視の結果の公表についても検討すること。

11 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。
- (3) 計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に対する知事意見でも述べたように、インターネットの利用により公表する評価書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。
- (4) 事業者は、火力発電事業について、株式会社 JERA（以下「JERA」という。）への統合を目指すとしている。このため、将来発電所が JERA に統合される場合においては、評価書の内容について、事業者と JERA の役割分担及び責任の所在を明確にするとともに、遺漏のないよう適切に引き継ぐこと。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成29年 3月23日	審 査 会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
平成29年 4月17日	部 会	準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討
平成29年 5月30日	部 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討
平成29年 6月12日	部 会	準備書の内容の検討 関係市町長意見の検討 部会報告の検討
平成29年 6月19日	審 査 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市町長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

生田 京子	名城大学理工学部准教授
井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
大石 弥幸	大同大学情報学部教授
片山 直美	名古屋女子大学家政学部教授
酒卷 史郎	名城大学理工学部教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部准教授
武田 美恵	愛知工業大学工学部准教授
田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
東海林 孝幸	豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師
富田 寿代	鈴鹿大学国際人間科学部教授
中川 弥智子	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
中村 英樹	名古屋大学大学院環境学研究科教授
中山 恵子	中京大学経済学部教授
夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
成瀬 一郎	名古屋大学未来材料・システム研究所教授
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
二宮 善彦	中部大学工学部教授
橋本 啓史	名城大学農学部准教授
葉山 嘉一	元日本大学生物資源科学部准教授
櫃田 珠実	名古屋芸術大学芸術学部教授
増田 理子	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
◎松尾 直規	中部大学工学部教授
宮崎 多恵子	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
○山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授
吉永 美香	名城大学理工学部准教授

◎会長 ○ 会長代理

(敬称略、五十音順)

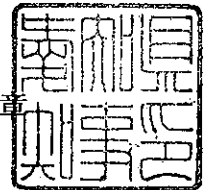
29環活第144-1号

平成29年6月19日

愛知県環境影響評価審査会

会長 松尾直規様

愛知県知事 大村秀章



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ
処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（諮問）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第
10条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

愛知県環境影響評価審査会 豊橋田原ごみ処理施設部会構成員

委員名	所属等
いくた きょうこ 生田 京子	名城大学工学部准教授
いのうえ たかのぶ 井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部准教授
たしろ むつみ 田代 むつみ	名古屋大学未来社会創造機構特任講師
たにわき ひろしげ 谷脇 弘茂	藤田保健衛生大学医学部講師
とうかいりん たかゆき 東海林 孝幸	豊橋技術科学大学大学院工学研究科講師
なつはら よしひろ 夏原 由博	名古屋大学大学院環境学研究科教授
にのみや よしひこ 二宮 善彦	中部大学工学部教授
はやま よしかず 葉山 嘉一	元日本大学生物資源科学部准教授
やまざわ ひろみ 山澤 弘実	名古屋大学大学院工学研究科教授
やまだ よしひろ 山田 佳廣	三重大学大学院生物資源学研究科教授

(敬称略、五十音順)